

第34回飯塚市地域公共交通協議会

第20回飯塚市地域公共交通会議 議事録

日時：平成29年7月27日（木） 15:00～
場所：飯塚市役所 5階 研修室

議事次第

1. 開 会
2. 副会長あいさつ
3. 事務局員の紹介
4. 協議会委員の紹介
5. 議 事
 - (1) 議案第1号 会長の選任について
 - (2) 議案第2号 監査委員の選任について
 - (3) 議案第3号 飯塚市コミュニティ交通について
6. その他
 - (1) 平成29年度年間スケジュールについて
 - (2) 公共交通網形成計画について
 - (3) 飯塚市地域公共交通に関するアンケート調査について（案）
 - (4) 地域公共交通協議会の幹事会について
7. 閉 会

1. 開 会

事務局： 第34回飯塚市地域公共交通協議会並びに第20回飯塚市地域公共交通会議を開会する。

2. 副会長あいさつ

事務局： まずは当協議会副会長である浦野副会長からご挨拶申し上げます。

浦野委員： 皆様、こんにちは。本日はご多忙の中、本年度第1回目となる第34回飯塚市地域公共交通会並びに第20回飯塚市地域公共交通会議にお集まりいただき感謝する。

まずは今般の7月5日九州北部豪雨で福岡県が大変な被害を受け、亡くなられた方のご冥福と行方不明者が一日も早く発見されることを、また被害を受けた地域については一日も早い復興を願っている。

本年度については平成30年度以降の地域公共交通網形成計画策定の年となっている。本協議会において協議を行い、その結果をふまえて公共交通全般にわたる視点をもった計画を策定したい。

浦野委員： 本日はコミュニティ交通に関しての協議もお願いしたいと考えている。市民の皆様にとって利便性の向上が図られるべく、この会議においてご審議いただきたい。
事務局より3件の議案とその他4件の議案を予定しているので、ご審議とご意見をよろしく
お願い申し上げます。

3. 事務局員の紹介

(事務局員の紹介)

4. 協議会委員の紹介

(協議会委員の紹介)

5. 議事

事務局： 市職員退職に伴い会長不在のため、会長選任までの間は浦野副会長に議長をお願いする。

(1) 議案第1号 会長の選任について

事務局： 前任の田中会長の市職員退職に伴い、会長職が不在となっている。会長については、飯塚市地域公共交通協議会規約第5条第1項において「会長は委員となるべき者の中から、これを互選する」となっているため、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

浦野委員： どなたかご推薦はないだろうか。

多田委員： 当協議会は、地域の代表、利用者の代表、また運行業者の方々の代表が一堂に会し、持続可能な公共交通について協議する協議会となる。その中で、中立的である市役所行政経営部長の倉智委員を推薦したい。

浦野委員： 他の意見はないだろうか。それでは採決を行う。議案第1号については、倉智委員を会長とすることでよろしいか。

委員一同： 異議なし。

浦野委員： それでは賛成多数と認め、議案第1号については倉智委員を会長とする。会長が選任された為、以降の議長については倉智会長に務めていただく。

(2) 議案第2号 監査委員の選任について

事務局： 監査委員2名のうち飯塚商工会議所の香月委員は任期途中であるが、前任の監査委員である菅委員の市職員退職に伴い、残り1名が不在となっている。監査委員の選任については飯塚市地域公共交通協議会規約第16条第1項により「協議会に監査委員を2名置く」となっているため、不在となっている1名についてご審議をお願いしたい。

議長： どなたかご推薦はないだろうか。

水ノ江委員： 補助金制度や協議会の運営に精通している、飯塚市役所都市建設部長の鬼丸委員を推薦したい。

浦野委員： 他の意見はないだろうか。それでは採決を行う。議案第2号については、鬼丸委員を監査委員とすることでよろしいか。

委員一同： 異議なし。

議長： それでは賛成多数と認め、議案第2号については、鬼丸委員を監査委員とする。

(3) 議案第3号 飯塚市コミュニティ交通について

事務局： （「飯塚市コミュニティ交通の運行について」及び「生活交通確保維持改善計画」の説明）

議長： ご意見やご質問はないか。

多田委員： 筑穂・飯塚線は効果的なバス停の新設等により利用者も増えてきているが、穎田や庄内等のコミュニティバスについても効果的な施策があるのではないかという意見が以前から出ているものの、依然として改善されていない。そういった点も含めて、見直すべきものは見直していただきたい。

事務局： 筑穂地区については説明のとおり、皆様のご意見を頂いたうえで改善した結果として利用者数が伸びている。他の地区についても今後検討していかなければならないが、飯塚市の立地適正化計画のコミュニティ拠点と繋ぐことも含めて検討を行っていききたい。しかしながら、コミュニティ交通については民間交通事業者の補完という位置付けが前提にあるため、その協議を進めていながら検討していきたいと思っている。

議長： 他にご意見やご質問はないか。

河津氏(江藤

委員代理)： まずは生活交通確保維持改善計画についてお詫びとお願いを申し上げる。本来であれば生活交通確保維持改善計画における補助金交付要綱は毎年4月中に改正されているが、今年度は6月9日に改正となり、事務局等にはご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。内容についても7月24日に福岡県内の説明会を行った状況であり、特に今年度から3ページにある「2.の目標を達成するために行う事業及び実施主体」というこれまでになかった項目が追加されている。これを受けて、目標設定方法等についても先週新たな通達が出されているが、説明会の段階であったためこの計画には反映は出来ていないと思う。内容については、事務局と運輸支局のほうで調整させていただきたい。

議長： 他にご意見やご質問はないか。

多田委員： 乗合タクシーについて、現在は旧町域を出ない範囲での利用という条件がある。

旧筑穂地区ではスーパーや病院の閉鎖が続いており、特に外科が存在しないことが問題である。近くの桂川町や穂波町には外科があるが、足腰に痛みを抱えた高齢者などが病院に行きたくても予約乗合タクシーでは行くことが出来ない。臨機応変に、何キロメートル以内であれば利用可能といった改正も必要ではないだろうか。これが改正されれば利用率も高くなると思う。

議長： 他にないだろうか。それでは採決を行う。議案第3号については、原案を承認するという事とよろしいか。

委員一同： 異議なし。

議長： 異議がないようなので、議案第3号は、原案どおり承認する。

6. その他

(1) 平成 29 年度年間スケジュールについて

事務局：（「平成 29 年度年間スケジュールについて」の説明）

議長：ご意見やご質問はないか。

多田委員：アンケートは 9 月に実施するとのことだが、結果はいつどのように活かすのだろうか。地域によっては早急に改善してほしい事項が沢山あるので、アンケートではなく地域の要望などの声も早めにスケジュールに組み込んで頂きたい。

事務局：まず、アンケートは平成 30 年度以降の計画のために、鉄道・民間バス路線・コミュニティバス等公共交通全体のものを実施する。これとは別に 11 月に予定をしているパブリックコメントで地元の意見を吸い上げ、可能な限り反映したいと考えている。

多田委員：流れを汲んで頂けるのは本当にありがたい。但し当初から申し上げているが、コミュニティバスがスタートする際に地域説明会が実施されたが、行政が作られたものに対して説明をただけで終わってしまい地域の意見はかなり出たものの反映されていない。それ以降については協議会を経てバス停等を増やしていただいた。今回はアンケートを取り分析をして、地域の意見をしっかりと吸い上げていただきたいと思います。

(2) 公共交通網形成計画について

事務局：（「公共交通網形成計画について」の説明）

議長：ご意見やご質問はないか。

河津氏(江藤

委員代理)：今回の網形成計画策定が、現行の網形成計画の変更なのか、それとも全く新規に策定するものなのか、その位置付けについて事務局と早い段階で打ち合わせをし、内容の調整をお願いしたい。

事務局：その件については、調整をさせていただきます。

議長：他にご意見やご質問はないか。

第 2 次地域公共交通網形成計画については来年 3 月、市の最上位の第 2 次飯塚市総合計画あるいは立地適正化計画などと調整を図りながら作成していきたいと考えている。

(3) 飯塚市地域公共交通に関するアンケート調査について(案)

事務局：（「飯塚市地域公共交通に関するアンケート調査について（案）」の説明）

議長：ご意見やご質問はないか。

多田委員：小学校の校区で見ても全くコミュニティバスが通っていない地域がある。アンケートの内容はコミュニティバスを利用するかしないかを前提で作成されているようだが、通っていない地域のコミュニティバスを利用出来ない住民の調査は行われるのだろうか。

事務局：コミュニティバスを利用出来ないといった設問も、追加等の対応をさせていただきます。

議長：他にご意見やご質問はないか。

- 山本委員： 大野地区のスクールバスに一般の方が乗ることは出来るのだろうか。
- 事務局： 飯塚市内の一般の方も混乗可能なスクールバスの路線は八木山地区・内野地区となっている。スクールバスの運行については教育委員会の管轄であり、一般の方を混乗させる場合は許認可を取得しなければならないため、今現在他の地区までは話が進んでいない状況である。
- 山本委員： 要望は挙がっていないのだろうか。
- 事務局： 元々、コミュニティバスの路線を検討出来ないかというご意見はいただいている。スクールバスについてのご意見もあるが、教育委員会との協議は進んでいないという状況である。
- 多田委員： 片峯市長の市教育長時代に直接要望があったと聞いているが、まちづくり推進課もご存知だろうか。
- 事務局： 協議会の中でのご意見やご要望の中に含まれていたことは聞いている。
- 多田委員： 大野地区は篠栗側に下りかかった地域で乗合タクシーを使うしかない。但し、スクールバスは大野を始発して大分小学校・筑穂中学校まで行っている。一般の方の混乗実現を地域の自治会長から正式に要望されていて、地域の方の意見として前市教育長に申し上げた旨確認している。
- 事務局： 筑穂地区自治会長の中では筑穂地区内の校区から手続きを始めようという話の中で、山本委員のお話の通り大分地区についても話が挙がっている。時間があれば再度整理を行い、その中で今後スクールバスの所管である教育委員会と我々と一緒に考えている必要があると認識している。
- 議長： 他にご意見やご質問はないか。
頂いたご意見も含めて、早急に対応していきたいと思っている。

(4) 地域公共交通協議会の幹事会について

- 事務局： （「地域公共交通協議会の幹事会について」の説明）
- 議長： 地域公共交通協議会の幹事会や、それ以外についてご意見やご質問はないか。
- 竹下委員： 「協議会」と「会議」はどのような違いがあるのか。また、メンバーの中に運輸支局の江藤委員の名前があるが、協議会の名簿には記載がないのは何故だろうか。
- 事務局： 「地域公共交通協議会の規約」の組織としてのメンバーの記載と、「飯塚市地域公共交通会議設置要綱」の組織としてのメンバーの記載があるが、根拠法令等が異なる。
「地域公共交通協議会」は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいており、「地域公共交通会議」は道路運送法及び道路運送法施行規則の規定に基づいているため、それぞれ少し内容が異なっている。これに伴い、メンバーも少し異なっている。
補足になるが、「飯塚市地域公共交通会議設置要綱」第4条第5項において、「福岡運輸支局長またはその指名するもの」ということで「地域公共交通会議」には運輸支局の方に入っていることになっている。

河津氏(江藤

委員代理):: 「地域公共交通会議」にはガイドラインがあり、福岡運輸支局長またはその指名するものが入らなければいけないことになっている。「地域公共交通協議会」については元々協議会で決定したものを運輸支局が受付をする立場でもあるため、オブザーバーとして参加するよう通達がきている。飯塚市ではたまたま公共交通協議会と交通会議の規約が2つに分かれているが、自治体によっては1つにしてしまっているところもある。但し「地域公共交通会議」で議論すべきことと「地域公共交通協議会」で議論すべきことが異なるため、どちらが良いということはない。

7. 閉 会

議 長: 以上で第 34 回飯塚市地域公共交通協議会並びに第 20 回飯塚市地域公共交通会議を終了する。